

●香川県告示第26号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和8年2月10日から同年3月2日まで一般の縦覧に供する。

令和8年2月10日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 善通寺大野原線（24号）
- 3 道路の区域

区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
三豊市高瀬町佐股字大向甲 2491番2地先から	12.0～14.8	54	令和3年8月6日付け香川県告示第328号で変更した区域の一部
三豊市高瀬町佐股字大向甲 2510番2地先まで			

- 4 供用開始の期日 令和8年2月10日